

Subject: 西山和子の駐車場賃料の返還請求について

From: 西山紀男 (OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

Date: 2023/03/28 17:50

To: 岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 <iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp>

弁護士 岩永 隆之 様

西山和子の後見人報告の件ではお世話になっています。
さて、2月06日付の後見人報告(加藤貴大弁護士)の中、「財産状況について」の項目7. その他に、次のように記載されています。

7 その他、裁判所に報告しておきたいことがあればお書きください。

隣接した被後見人名義の土地とその母名義の土地を一体として駐車場として賃貸しており、令和3年2月までは全て母名義の口座に賃料が入金されており、同年3月以降、母の後見人である安部高樹司法書士が当職の口座に土地の割合に応じた賃料を入金している。

令和3年2月までに母名義の口座に入金されていた賃料につき、安部司法書士に返還を求めたところ、資力がなく、貯金がある分だけでも返還した場合、母は現在の施設の退所を免れないとのことであった。

債務額だけでも確認したいと当職が申し出たが、安部司法書士は、事情を知らないので合意しづらく、相続予定者らの同意を得ないと債務額の承認には応じられない旨を述べ、またその同意が得られないとのことで、合意に至らなかった。

本人には十分な額の預金があり、経常的にも黒字であること、他方母には資力がないこと、合意できない以上は清算の手段としては訴訟を検討すべきところ、債務額の確認訴訟は確認の利益を欠くと考えられ、他方、支払を求める訴訟を提起することは、上記の双方の経済的事情からすると、本人の意思に沿うといえるかどうか疑問があることから、過去の賃料の清算は
いったん見合わせることとした。

現時点、母 キミエは106歳、妹 和子は82歳になったところです。

キミエは、2021年6月、私への事前の確認もなく延命治療がおこなわれました。

95歳の時、ペースメーカーを装着した。

103歳の時、ペースメーカーの電池を交換した。

104歳の時、CVC延命治療が施された。それ以降、1日中眠っていることが多くなった、と伺っています。

何時迄生きていられるのか？ 介護施設、かいごの花みずき、の看護師および施設長からは、「分からない。」との返事を得ています。

当報告で「賃料の清算はいったん見合わせる」と結論付けられていますが、問題は、

1. 「いったん見合わせる」とは、曖昧で意味が分かりません。
何時、和子に返されるのか知りたい。
2. キミエが突然死亡した場合、和子に返還されるのでしょうか？
死亡したら和子に返還する責任がなくなるのでしょうか？

因みに、安部後見人は、キミエの資産が減少していった経緯を知らせていない。
安部後見人は、その他生活費の名目で数年の間、月10万円を事前に辻恭子の口座に
振込み、証憑書類の無い支払請求をキミエの口座から引出していました。

加藤成年後見人は、本人には十分な額の預金があり、と記述しているが、この預金残は
数年を待たずに消えてしまいます。

キミエの介護施設に入居後の推移をみると、数年間は月25万円ほどの支出であったが、
ペースメーカー装着後は月30万円の支出、CVC療法の後は月35～38万円の支出と増加
しています。

今年2月、和子の後見報告書が提出された後、入院先の担当医師から私へ電話連絡が
あって、和子は精神病の問題はなくなったので介護施設へ移るように手配します、
と伝えてきました。

以上、よろしく願いいたします。

道後湯之町 西山紀男

--

+++++ 媛の早起き鳥 +++++

+ Home Page: <https://n2480hp.net/index.php>

+++++
